

亀山市告示第 1 1 4 号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成 2 8 年亀山市条例第 5 号）
第 7 条第 1 項の規定により、地域まちづくり協議会の設立の届出が
あったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

第 1

1 名称

野村地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市野村三丁目 1 0 番 9 号

3 代表者の氏名

今西 康隆

4 規約に定める目的

協議会は、野村地区（野村、南野町、北野町、野村団地、野村住宅）住民相互の共同生活を通じて、住民共通の願いの実現や、地域課題の解決を図ると共に、安全・安心・健康で住みよく、将来へ希望と生きがいを持てるまちづくりを目指し、住民自ら考え自ら立ち向かう地域活動を行うことを目的とする。

5 設立年月日

平成 2 6 年 4 月 2 6 日

第 2

1 名称

城北地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市亀田町466番地18

3 代表者の氏名

若林 庄二

4 規約に定める目的

協議会は、城北地区における共通の願いの実現や問題解決を図るとともに、将来の城北地区の在りたい姿の具現化と、より安心して、安全な地域社会の構築を目指し、自ら考え、自ら立ち向かう地域活動を行うことを目的とする。

5 設立年月日

平成26年4月19日

第3

1 名称

昼生地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市下庄町3049番地2

3 代表者の氏名

宮村 行

4 規約に定める目的

わたしたちは、以下を目標とするまちづくりを行います。

- (1) お年寄りを大切にすまち
- (2) 男女が互いに助け合う心ふれあうまち
- (3) 元気な子どもの声が聞こえてくるまち
- (4) 一人ひとりが主役となって生き生きと輝くまち
- (5) 安心・安全に暮らせるまち

(6) 中の川、田園、里山の美しい自然を守り、その恵みを活かす
まち

(7) 歴史、伝統を尊重し、受け継ぎながら、新しい文化がうまれ
るまち

5 設立年月日

平成 2 5 年 4 月 2 0 日

第 4

1 名称

川崎地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市川崎町 2 7 8 5 番地 6

3 代表者の氏名

富尾 信隆

4 規約に定める目的

本会は、住民一人ひとりが川崎地区の自然・文化・産業等を大切に生き生きと生活し、連帯感を持ちつつ自助・共助で社会参画出来るまちづくりを目指すことを目的とする。

5 設立年月日

平成 2 5 年 4 月 1 4 日

第 5

1 名称

野登地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市両尾町 1 9 0 8 番地 5

3 代表者の氏名

川合 照道

4 規約に定める目的

この会は野登地区住民の連帯と参加を進めるとともに地区内の問題点の抽出とその解決をはかり、安全で安心な誇りある地区を構築することを目的とする。

5 設立年月日

平成 27 年 4 月 26 日

第 6

1 名称

白川地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市白木町 2813 番地 1

3 代表者の氏名

浅野 重信

4 規約に定める目的

協議会は、白川地区としての自助・共助の精神を持って、自ら考え、自ら取り組み、地域の共通の願いの実現や問題の解決を図り、安心・安全、健康で住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。

5 設立年月日

平成 27 年 5 月 12 日

第 7

1 名称

神辺地区ふれあいまちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市太岡寺町 1 2 5 9 番地 1

3 代表者の氏名

鳥居 芳幸

4 規約に定める目的

協議会は、地域住民の創意工夫と責任のもとに、神辺地区のまちづくり計画である「ふれあい神辺創生ビジョン」の基本目標を達成し、より良い地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

5 設立年月日

平成 2 7 年 4 月 2 6 日

第 8

1 名称

関宿まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市関町泉ヶ丘 1 0 1 1 番地 1

3 代表者の氏名

浦野 明博

4 規約に定める目的

本会は、第 2 条に定める区域に居住する住民等が一体となって、自助・共助の精神により、少子高齢化時代に合った新しいまちづくりを目指して、地域の特性を生かし、自主的な地域活動を行うことを目的とする。

5 設立年月日

平成 27 年 5 月 10 日

第 9

1 名称

関南部地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市関町泉ヶ丘 1011 番地 1

3 代表者の氏名

西川 喜賀

4 規約に定める目的

協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自主的にまちづくりを行うことを目的とする。

5 設立年月日

平成 26 年 4 月 20 日

第 10

1 名称

加太地区まちづくり協議会

2 事務所の所在地

亀山市加太板屋 4622 番地 1

3 代表者の氏名

村田 篤志

4 規約に定める目的

協議会は、加太地域の住民等が身近な課題を話し合い、地域の特性を活かしたまちづくり、を行う。

5 設立年月日

平成 2 7 年 5 月 9 日